

事 務 連 絡
令 和 2 年 3 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

住居がない者への生活保護の適用時における新型コロナウイルスの
感染拡大防止のための対応について

福祉事務所における新型コロナウイルス感染症対策については、これまでも随時、対応を依頼しており、今般、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」のとおり送付し、保護施設や無料低額宿泊所における感染拡大防止策について依頼をしたところです。

この保護施設や無料低額宿泊所の利用については、住居がない者等から生活保護の申請があった際に、直ちに居所を確保するために、福祉事務所から、保護施設への入所措置や無料低額宿泊所その他適当な施設等を紹介している場合があることから、生活保護の申請後において当該施設等の居所を確保する場合には、下記の事項に留意して、対応いただけますようお願いいたします。

記

- 住居がない者から生活保護の申請があった場合には、面接相談時において、別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」別紙の1.に記載されている「新型コロナウイルス感染が疑われる者」に該当しないか、発熱の有無など健康状態を確認すること。

その上で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けること。

なお、生活保護の申請者に新型コロナウイルス感染者が疑われる者が発生した場合には、面接相談室等の清掃・消毒や、濃厚接触が疑われる職員に係

る適切な対応など、必要な対応を行うこと。

- また、無料低額宿泊所等の新規入居者についても、新規入居時には、施設等において、上記と同様、健康状態の確認を行うとともに、感染が疑われる場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けるよう、入居先の施設等にも注意喚起を行うこと。
- その上で、当該施設においては、新規入居者について感染が疑われる場合には、別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」別紙の「2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について」に準じた対応を行うこと。